

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
57	⑬ 1行目	設立後に定款を変更して、種類株式の内容として取得条項規定を設ける	取得条項付種類株式の取得をする	18/3
59	② 1行目	設立後に定款を変更して、種類株式の内容として全部取得条項規定を設ける	全部取得条項付種類株式の取得をする	18/3
191	③ 2行目	株主総会等の無効確認の訴え	株主総会等の決議無効確認の訴え	18/8
199	欄外 2つ目の矢印 3行目	株主総会の対抗	株主総会の招集事項の決定	18/8
213	チェック45 図表 ■違法行為差止請求権 (監査役は業務監査権限を有するものに限る)	別紙の通り	別紙の通り	18/8
340	第7節 解散 ② 1行目	i又はiiに掲げる事由によって	iからiiiに掲げる事由によって	18/8
340	第7節 解散 ② 必須チェック (2) 1行目	i又はiiに掲げる事由によって	iからiiiに掲げる事由によって	18/8
385	〈会社分割の場合〉 ∴	X株式会社における吸収分割承認決議 →株主総会特別決議いはなく、	X株式会社における吸収分割承認決議 →株主総会特別決議	18/8
385	〈会社分割の場合〉 ∴	取扱①の原則のみとなる	取扱いはなく、①の原則のみとなる	18/8
432	チェック⑤ ■名板貸要件 ②	(最判41.1.27)	(最判昭41.1.27)	18/8

誤

■違法行為差止請求権(監査役は業務監査権限を有する者に限る)

差止請求権者	違法行為の主体	違法行為の内容	会社に生ずるべき損害の程度
6カ月※前から引き続き株式を有する株主 (360 I Ⅲ, 422 I)	取締役・執行役	株式会社の目的の範囲外の行為 その他法令もしくは定款に違反する行為をし、 又はこれらの行為をするおそれがある場合	「著しい損害」 →ただし、監査役設置会社・監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、「回復することができない損害」
監査役 (385 I)	取締役		「著しい損害」
監査等委員 (399の6 I)	取締役		
監査委員 (407 I)	取締役・執行役		

正

■違法行為差止請求権(監査役は業務監査権限を有する者に限る)

差止請求権者	違法行為の主体	違法行為の内容	会社に生ずるべき損害の程度
6カ月※前から引き続き株式を有する株主 (360 I Ⅲ, 422 I)	取締役・執行役	株式会社の目的の範囲外の行為 その他法令もしくは定款に違反する行為をし、 又はこれらの行為をするおそれがある場合	「著しい損害」 →ただし、監査役設置会社・監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、「回復することができない損害」
監査役 (385 I)	取締役		「著しい損害」
監査等委員 (399の6 I)	取締役		
監査委員 (407 I)	取締役・執行役		